


与那原町監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 6 日

与那原町監査委員 岡村盛良
与那原町監査委員 識名盛紀



1 監査の種別 定期監査

・ 監査の期間

令和 4 年 1 2 月 1 3 日 (火) ~ 1 2 月 1 4 日 (水)

・ 監査の対象

生涯学習振興課 学校教育課 総務課 公共施設課 まちづくり課
住民課 会計課 企画政策課 議会事務局

・ 監査の範囲(別紙)

令和 4 年度上半期における契約関係のうちから 1 千万円以上の抽出した事業、備品については令和 3 年度新庁舎建設に伴い購入した備品で、公共施設課から移管された備品の管理状況。公用車の一元管理状況。

2 監査の方法

監査に当たっては、監査対象事業等が法令に基づいて適正かつ効率的に実施されているかに主眼をおき、監査基準等に準拠し、提出された監査資料を検討し関係諸帳簿等との照合を行い内容の審査したほか、関係課課長等より事業内容の説明を受け、質問、資料の確認等により監査を実施した。

なお、備品管理については、実地監査を行い担当課長及び担当者から説明と現物確認を行った。

3 監査の結果

なお、軽易な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので、省略する。

(1) 1千万円以上の事業

監査の結果、関係書類等を監査した限りにおいては、概ね適正に処理されていると認められた。

(2) 備品監査

監査の結果、各項目とも関係資料等を監査した限りにおいては、概ね適正に処理されていた。

(3) 指摘事項

(公共施設課) 感染症対策事業(与那原中学校感染防止対策)天井・壁掛扇設置工事については、令和4年11月29日に工事契約締結を済ませ、現在、扇風機の発注を行っているとの説明であった。(監査時)

コロナが発生した際、最盛期に何故行わなかったのか、コロナが収まりかけた時に行うのは疑問である。

物事を執行する際には、時期を逸しないように対応していただきたい。

監査対象① 備品監査

監査日	対 象 課	監査内容
12/13 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・R3 年度中に購入した庁舎の備品 生涯学習振興課 総務課 議会事務局 会計課 学校教育課 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3 年度新庁舎建設に伴い購入した備品で、公共施設課から移管された備品の管理と備品台帳の突合 ・公用車の一元管理状況

監査対象② 令和4年度上半期における契約関係のうちから抽出した事業

監査日	主管課	事 業 名	備考
12/14 (水)	まちづくり課	都市再生整備事業	都市再生整備事業工事
〃	住 民 課	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍住民基本台帳事務事業 ・個人番号カード関連事務事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍クラウド構築業務委託業務 ・マイナンバーカード交付申請支援業務 ・マイナンバーカード出張申請サポート業務
〃	公共施設課	感染症対策事業 (与那原中学校感染防止対策)	天井・壁掛扇設置工事
〃	生涯学習振興課	与那原町伝統文化発信事業 (沖縄振興特別推進事業)	映像撮影・コンテンツ制作事業
	企画政策課	公有地等検討事業 (沖縄振興特別推進事業)	公有地等活用検討委託業務